

明治18年の「河内国ト摂津国トニ係ル国界図」

－内務省地理局作成地図の地元控え図の一例－

古 関 大 樹

—論文要旨—

内務省地理局は、明治前期の国土調査と国土管理を支えた機関であり、同局が作成した地図は、学術的にも重要視されている。今回報告する明治18年の「河内国ト摂津国トニ係ル国界図」は、地元の旧家から発見された地元控えの地図である。同局が作成した地図は、様々な機関に分散して引き継がれており、その全体像は定かでない。当図の存在は、これまでほとんど知られてこなかった。本稿では、史料的分析と作成された背景の分析を行いながら、史料報告を行いたい。測量成果に基づいて作られた当図には、淀川の堤の形状や土地利用、川中島や砂州の様子などが丁寧に描かれている。淀川改良工事によって堤外地の浚渫や付け替えが行われる前の様子が描かれているので、地域史においても今後の活用が期待される古地図である。

1. はじめに

明治政府が作成した地図は、陸軍参謀本部陸地測量部の地形図が一般的に知られている。しかし、これは明治21年（1888）5月の陸地測量部條例制定を受けて機能が強化された機関であり、それまでは、内務省地理局が地図作成の役割を分担していた¹。内務省地理局の職掌は、地誌編纂・地籍編製・三角測量・気象観測・地質調査・山林調査・気象観測など多岐にわたっており、近代国家形成期における国土調査と国土管理を担った役割が注目されている（島津2002）。しかし、内務省地理局が作成した地図や資料は、明治24年に同局が廃止されたことを受けて様々な機関に分散して引き継がれており、その全体像は定かでない。同局の活動実態や近代化の中で果たした役割を解明するためには、各地で引き継がれた資料の収集・整理が課題とされている。

横山伊徳を研究代表者とする科学研究費の調査報告書（横山2004）では、内務省地理局に由来する地図を所蔵すると考えられる諸機関（東京大学史料編纂所・国立公文書館内閣文庫・国土地理院・海上保安庁旧水路部）の調査成果が報告された。

このうち、国土地理院は、内務省地理局測量部測量課と組織的な系譜関係があるが、地理局時代の史料や地図は現存していないこと、また、東京大学史料編纂所には、同局地誌課から引き継がれた1,963点の地図資料群があることが確認された（「内務省引継地図」）。地誌課は、皇國地誌編纂を主たる事業としたが、内務省地理局が作成した地図だけでなく、地誌編纂のために収集した地図や書籍が多数含まれているのが資料群の特徴である（千葉2004）。

また、東京大学赤門書庫にも同課から引き継いだ地図資料群があり、杉本史子を研究代表者とする科学研究費の調査（杉本2014）で整理が行われた（「赤門書庫旧蔵地図」）。これらの研究活動を受けて、現在は、東京大学史料編纂所のデータベースで検索が可能となっている²。

国立公文書館内閣文庫にも内務省地理局が上申した地図資料群がある³。これまで知られているものとしては、柏書房の集成に収録された東京・横浜・神戸・大阪などの市街実測図や地方図、日本図などがある⁴。また、喜多祐子の研究（喜多2003）では、府県界や国境の確定などに際して作られた地図が整理され、府県境を画定するにあたって多数の地図が作られたこと、府県が現地調査で作成したものも国立公文書館に引き継がれることなどが論じられた⁵。

今回報告する明治18年の「河内国ト摂津国トニ係

図1 「河内国ト摂津国トニ係ル国界図」

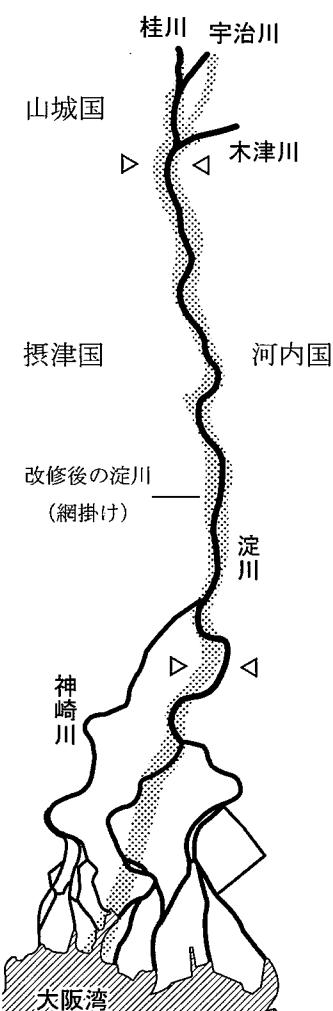
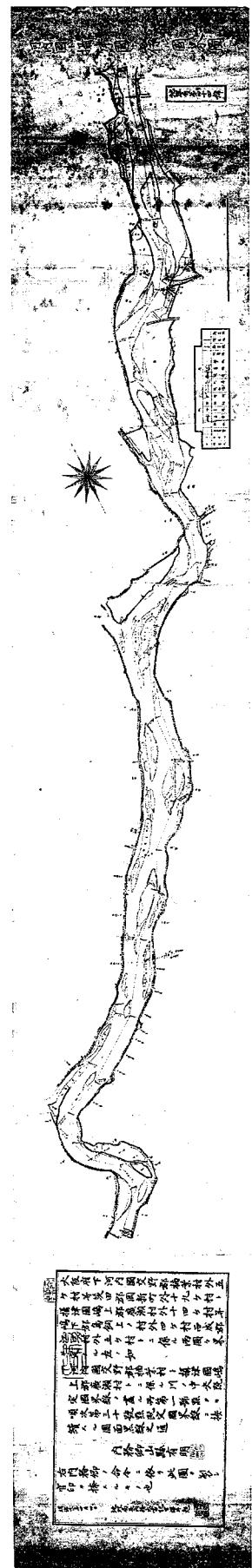


図2 明治前期の淀川

三角で示した区間が図1の描かれた範囲。流入河川は省略した。

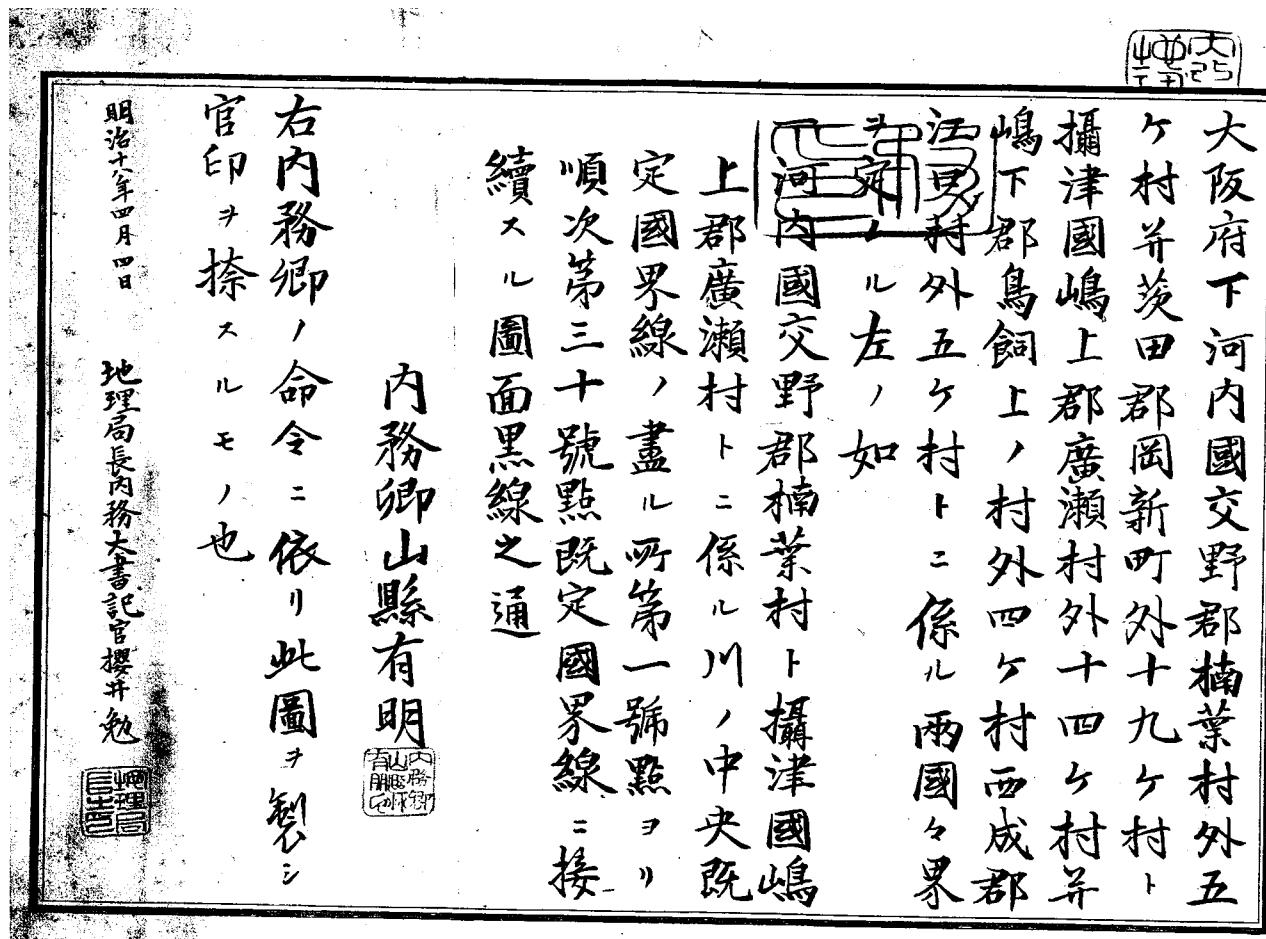


図3 端書の部分拡大

「国界図」は、河内国と摂津国の国界が淀川を通過した部分を描いた手書きの測量図である。描かれた範囲は、京都府と大阪府の境界から大阪市と守口市の境界付近までの約20kmの区間にあたり（図2）、堤防の形状や中洲の様子などが丁寧に描かれている。

地図の端書には、河内国と摂津国の関係町村を示して「両国々界ヲ定ム」とあり、内務卿山形有朋と地理局長桜井勉の署名と官印が添えられている。内務省地理局が河内国と摂津国の境界を定めるために淀川を測量して作成したものと考えることができるが、これは地図の中にも描かれている大庭七番村の旧家から発見された。地元の控えとして下されたものが伝來した事例であるが、これまで大字の控えが紹介される機会は少なかった。内務省地理局の測量調査と地図作成の進め方の一端が改めて明らかになる事例と思われる。

これと対になる提出図も存在したものと思われるが、東京大学史料編纂所や国立公文書館では、今のところ同じものを確認することができていない。学術的にも貴重な「内務省地理局作成地図」であり、明治27年～43年の淀川改良工事が行われる前の姿が詳細に描かれている。大阪の地域史でも重要な史料であることから、本稿で

は、史料的性格を検証しながら報告を行いたい。

2. 伝来の経緯と地図の記載内容

当図は、河内国茨田郡大庭七番村で代々庄屋を務めた梶山家が所蔵したもので、築100年以上の旧宅を2015年に取り壊した時に乾蔵の中から発見された⁶。掛け軸と共に残されていたそうで、当代は明治期の地図が残されていることを知らなかったという。元々は同じものが2枚あったが、発見時に相談を受けた西田寛登記測量事務所が一旦預かることになり、1枚は淀川資料館⁷に譲渡した。もう1枚は地元で引き継ぐため西田事務所が預かっている。本稿で報告するのは後者である。

保存状態は、若干の虫食いなどがあるが良好であり、大きさは端書も含めると35.5cm×232cmになる。年紀は、明治18年4月4日とあり、凡例には「新定線・国界線・郡界線・村界線・繫線・道路・堤防・川溝・渡船場・砂州・社祠・寺院・家屋・耕地・草生及葭生・水流向・測量点」が設けられている。縮尺は記入されていないが、計測したところ約1/12,000と評価できる。地図の題の左には、「地理局第四十四号」と記されている。これは、

○	↑	△	×	+	■	工	×	—	—	—	—	—	—	—	—	
測量点	水流向	草生及蘚生	耕地	家屋	寺院	社祠	砂州	渡船場	川溝	堤防	道路	繫線	村界線	郡界線	国界線	新定線

図4 凡例の部分拡大

地図の整理番号を示した可能性が高いと思われる。

図3で端書部分を拡大したように、内務卿と地理局長の署名・押印があり、「右内務卿ノ命令ニ依リ此圖ヲ製シ官印ヲ捺スルモノ也」と記されている。内務省地理局の割り印も2つあるが、対になる地図は今のところ確認できていない。政府提出図か淀川対岸の地元控え図と内容を確認した際に付されたものと推察される。

端書の中央には、「河内国交野郡楠葉村ト摂津国嶋上郡広瀬村トニ係ル、川ノ中央既定国界線ノ盡ル所、第一号点ヨリ順次第三十号点、既定国界線ニ接続スル画面黒線之通」とある。河内国交野郡葛葉村と摂津国嶋上郡広瀬村は、大阪府と京都府の境界にあたる村落で、上流側を起点に1~30の測量地点が設定された。地図の中でも個々の測量点が示されており黒の実線で結ばれている。

図4は、凡例部分を拡大したものである。右側の「新定線」が川の中央を志向して新しく設定された国界で、その隣の「国界線」は、旧来の境界が現存した部分を示している。「堤防」は灰色、「川溝」は水色、「砂州」は2重の点線、「耕地」は黄色、「草生及蘚生」は薄黄緑色で示されている。淀川の堤防は京都と大阪を結ぶ街道として利用された所もあったので、堤沿いに集落がある所は「道路」や「家屋」で描かれている。「社祠」と「寺院」は朱色の記号、「渡船場」は破線の中央に船の記号が描かれている。

内務省地理局が作成した東京・横浜・神戸・大阪などの市街実測図⁸でも同じような凡例が設けられているが、「社祠」と「寺院」の独特な記号は、ほかの地図で使われているものと一致しない。「渡船場」・「国界線」・「郡界線」・「村界線」については、似たものもあるが、当図の作成にあたっては特定の指針がなかったと考えられる。

図5は、枚方宿の付近を拡大したものである。凡例の「繫線」は、「測量点」と堤防を結んだものである。ここには、第13号（右）との間に「五十度／百八十五間」、第14号（左）との間に「二百九十三度／二百三十五間」と計測値が記されている。地形図と重ねてみると全体的

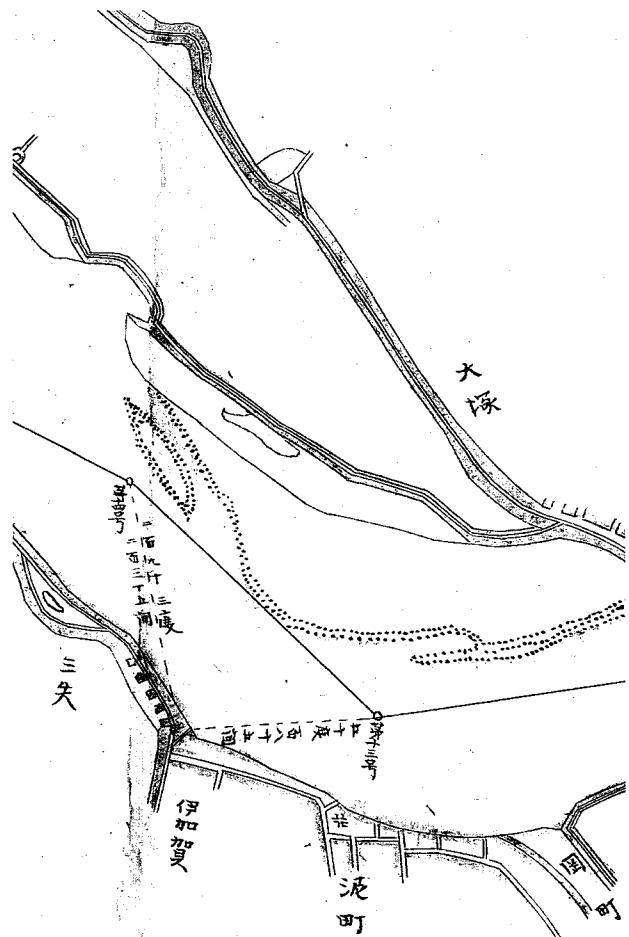


図5 枚方宿付近の部分拡大

な形はよく合っており、堤防上の測量が行われたことがうかがえる。1~30の「測量点」には、いくつかの地点で同じように計測値が記されているが、堤上から角度と距離を計測することで、新しい河内・摂津の国界線が設定されたことが考えられる。

明治29年から行われた淀川改良工事は、わが国最初の本格的な治水工事であり、これを受けて淀川の流れは大きく改修された⁹。当図には砂州や河川敷の土地利用、堤防の形状や湧水などが丁寧に描かれており、改修され

る前の姿を詳細に観察することができる。この工事は、明治18年6月中旬から7月にかけて大阪に大きな被害をもたらした淀川の大洪水¹⁰が契機となったが、明治18年4月4日の年紀がある当図は、その直前の姿が描かれている点でも注目される。大阪の地域史を考える上でも重要な史料と思われる所以、本稿の末尾で全景を分割して報告したい。

3. 国界線と堤外地の土地利用

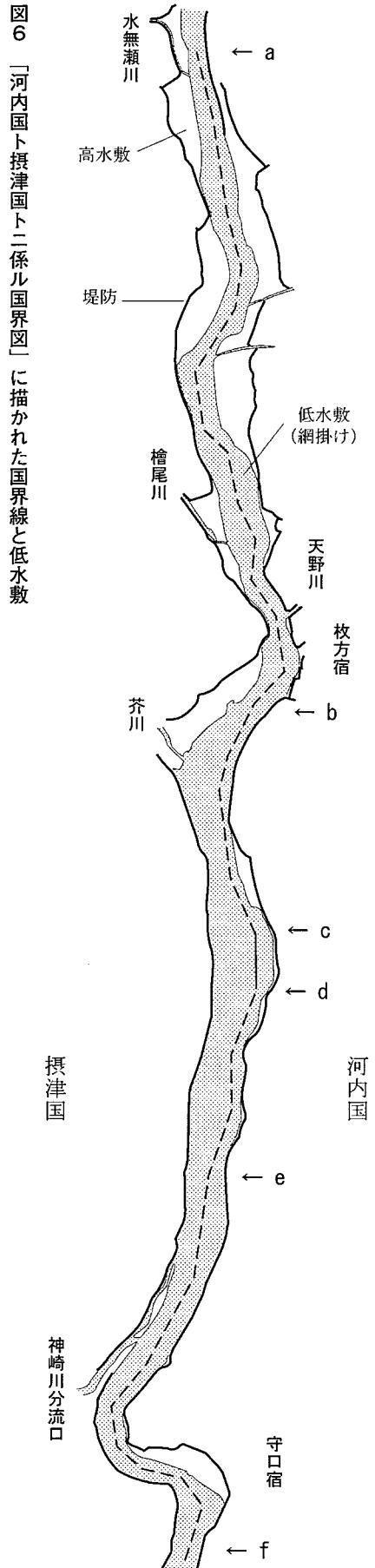
このように、「河内国ト摂津国トニ係ル国界図」は測量成果に基づいて新しく設定された国界線が描かれているが、なぜ明治18年に内務省地理局が国界線の調査を行う必要があったのだろうか。喜多祐子（2003）では、国立公文書館に現存する陸中－陸奥、上総－武藏、伊勢－尾張、伊賀－近江、山城－近江、安芸－周防、石見－周防、長門－石見、筑前－筑後、豊後－日向国の国界に関する測量図が整理されたが、これらは異なる府県間で生じた境界争論を背景としたものであり、内務省による仲介が必要であったことが分かる。しかし、当図に描かれた範囲の河内・摂津両国はどちらも大阪府の管轄下にあった。内務省地理局が測量と地図作成を行ったのには、異なる要因を探る必要があるが、ここでは国界線と堤外地の土地利用の関係を検証することで、何が問題視されたのかを考えてみることにしたい。

図6は、当図をトレースしたものである。堤防は太い実線で、常時流水がある低水敷は網掛けで示した。なお、図幅の関係で川中島や砂州は表現できなかったので塗りつぶした。白地で残したのが高水敷である。新しく設定された国界（新定線）は破線で示した。

前述したように、端書には「川ノ中央既定国界線ノ盡ル所」とあり、川の中央を意識して国界線が設定されたことが示されている。図6で確認してみると、国界線は堤と堤の間ではなく、低水敷の中間とほぼ合う。端書が指す「川」は、低水敷のことを指すのであろう。しかし、よく観察してみるとb-eの区間は、国界が河内国側に偏っており必ずしも中央を通っていない。c-dの区間は実線でトレースした。ここは凡例で示された「新定線」ではなく、元の国界が残された「国界線」が引かれているという違いがある。

この地域の淀川は、芥川が流入する付近から上流で勾配が増しており、両側に高水敷が発達している。これに対して勾配がなだらかな下流側では、土砂の堆積が強く働くようになり、川中島や砂州の発達が著しい。b-eの区間は、特にこれらの数が多く、淀川は網の目状の流路をとっている。

当図の「新定線」は、川中島や砂州がある所を避けており、水流がある所を選んでいるが、c-dの区間だけ



は耕地になっていた中洲の上を通過する（図7）。この中洲は比較的面積が大きく、河内国木屋村と太間村の村界線も記されている。摂津国側は柱本村の領域であったが、旧来の権利関係がここで分割されたことから、この区間では元の「国界線」が残されることになったのであろう。

改めて地図を概観してみると、高水敷だけでなく、川中島でも土地利用が丁寧に描かれていることに気が付く。「耕地」は黄色、「草生及び葭生」は薄黄緑色で塗られているが、若い土地である「砂州」以外は、何らかの利用がされており、川の中まで村界線が引かれている。字名が記された所もあり、地域にとって無視できない空間であったことがうかがえる。

b-eの区間で国界が全体的に河内国側に偏っていることは、川中島をめぐる権利関係が背景にあったことが浮かびあがってくる。これは明治期になつてから顕在化したものではなく、江戸時代からの関心事であった。

近年、村田路人が、淀川を事例に堤外地の土地利用に対する幕府政策の研究を重ねている（村田2008・2009・2010・2012）¹¹。これらによると、17世紀に川中島をめぐる争論が増加しており、江戸時代前期には既に堤外地の開発がかなり進んでいたことが分かる。また、紹介された事例で興味深いのは、田畠を維持するために島に堤を構えたり、竹を植えるなどの行為が繰り返されていたことである。これは、奉行によって厳しく監視され、島の保護が図られる度に撤去が命ぜられた。また、商品価値を持っていた葭も周辺の村落で大切に扱われ、葭の根が植えられることもあったという。しかし、自然的に発生した葭島を保護・拡張する行為は、水流の妨げとなることから、たびたび葭の捨て狩りが命ぜられた。

こうした住民による堤外地の積極的な開発は、治水だけでなく、京都大阪の物流を支えた淀川水運にも支障を与える兼ねなかった。そのため、天和3年（1683）から貞享4年（1687）に行われた畿内の河川整備事業では、水流の妨げとなる諸原因を取り除くための禁止行為が細かく定められた。しかし、これは堤外地の利用を全面的に禁止したものではなく、既に開発された場所については一定の容認を与えた。新田開発が奨励された享保の改革以降は、貞享期に設定された禁止行為が少しづつ緩和さ

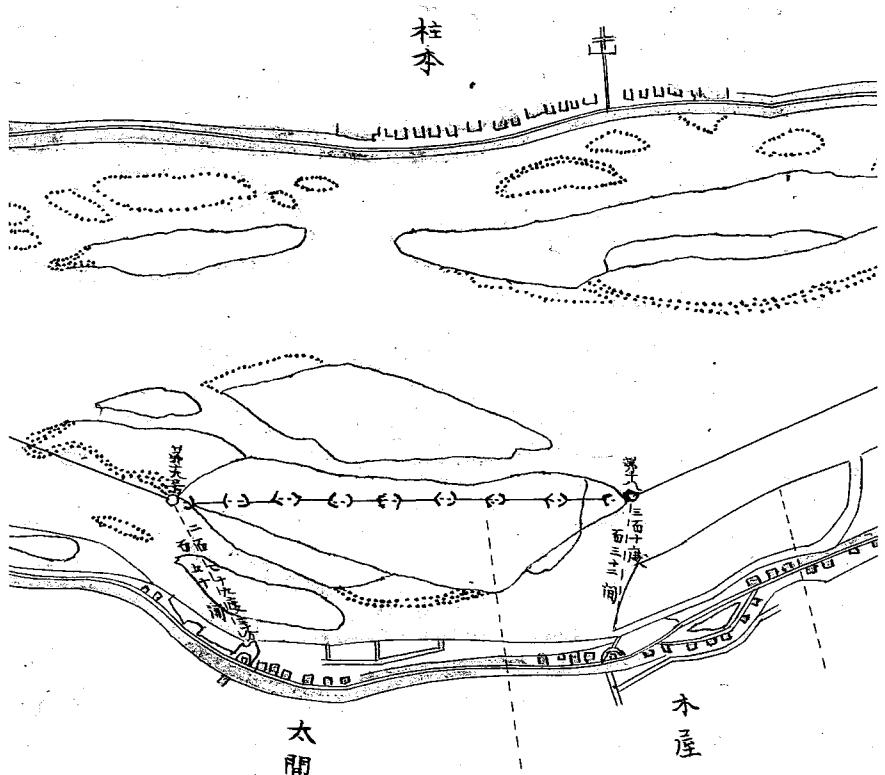


図7 元の国界線が残された中洲

れるようになり、18世紀以降も堤外地の開発は止むことはなかった。

このように、淀川の堤外地は、江戸時代から開発が進んだ土地であり、近隣の村落の権利が複雑に入り組んでいた。河内・摂津の国界は、淀川による自然境界であるが、時代の経過と共に川中島の帰属が問題視されるようになったのであろう。

例えば、天保国絵図でも淀川の川中島の様子が描かれている¹²。摂津国絵図では、30個余りの川中島が描かれしており、摂津国側は黄色、河内国側は黄緑色で塗り分けられている。川中島の中には、半々に塗られたものもあり、堤外地に国界があることが意識して描かれたことが確認できる。

これに対して、河内国絵図では、川中島が数点しか描かれていない。描かれたものも摂津国側の色（朱色）で塗られており、特に大きな島だけがランドマーク的に描かれたと考えられる。このように、摂津・河内の天保国絵図を見比べてみても、川中島の開発は、摂津国側の村落が積極的に行っていきを導くことができる。

明治18年の「河内国ト摂津国トニ係ル国界図」でも、川中島が特に多い区間で河内国側に偏った国界が設定された様子を確認することができた。内務省地理局の測量調査は、川の中央を志向した国界を新設すること目的に行われたが、堤外地に入り込んだ権利関係を解消できなかつた地点も存在したのである。

4. まとめ

江戸時代の淀川は、両側の村落によって堤外の川中島や砂州の開発が進んでいた。明治29年から進められた淀川改良工事によって大規模な浚渫と付け替えが行われるまでは、堤外地にも周辺村の権利関係が及んでおり、その帰属が問題となつた。

明治18年内務省地理局によって作成された「河内国ト摂津国トニ係ル国界図」は、測量成果に基づいて川の中央を境界とする国界の設定を試みた。しかし、すべての地点が低水敷の中央を境界としたわけではなく、旧慣を解消することができずに河内国側に偏って新設された境界も混在している。京都と大阪を結んだ淀川は、畿内の治水や経済を支える上でも重要な河川であったが、内務省地理局が実態を調査して地図を作成することは、当時の国家的課題としても重要視されていたことが考えられる。

なお、本稿では、当図の関連文書を見出せていないため、明治18年に測量調査が行われた具体的な経過にまでは迫ることができなかつた。何らかの政策と関係した可能性が考えられるが、思い当たるものとしては、京阪神地方では明治17年から仮製地形図や輯成20万分1図の測量調査があげられる。または、大阪府下では、明治15年7月から地籍編製事業が行われており、その過程で国界の帰属が問題視された可能性もある。しかし、後に実施された淀川改良工事の事前調査の役割を担った可能性も拭うことはできない。関連文書の発見と具体的な背景の検証については、今後の課題としたい。

本稿の冒頭で確認したように、「内務省作成地図」の研究は、2000年以降に本格的に進んできた。大庭七番村の旧家から発見された当図は、内務省地理局から地元に下された控えであり、同局の測量調査と地図作成の進め方が改めて明らかになる事例である。淀川改良工事が行われる前の堤の形状や土地利用、川中島や砂州の様子などが丁寧に描かれた測量図であるので、地域史においても今後の活用が期待される。

〔付記〕

西田寛氏には、当図の閲覧と調査に便宜を図つていただき大変お世話になった。また、本報告は2016年人文地理学会大会で発表した内容を再構成したものである。学会で質問していただいた方々をはじめ、様々な先生からアドバイスを頂戴した。これらの方々に御礼申し上げたい。

【参考文献】

- 小野寺淳、「近世絵図史料論の課題－国絵図研究会の活動を通して」、歴史学研究842, pp.25-32, 2008年.
- 喜多祐子、「近代初頭の比叡山国界図－国界から県境へ－」、華頂博物館学研究10, pp.3-15, 2003年.
- 木村武夫、「河内国茨田郡大庭七番村梶山家旧蔵近世文書目録」、大阪経大論集57, pp.118-136, 1967年.
- 建設省近畿地方建設局編、『淀川百年史』、建設省近畿地方整備局, 1974年.
- 建設省近畿地方建設局編、『河川工学百年の歩みと大阪』、近畿建設協会, 1978年.
- 建設省近畿地方建設局、『淀川 その治水と利水』、国土開発調査会, 1984年.
- 島津俊之、「明治政府の地誌編纂事業と国民国家形成」、地理学評論75-2, pp.88-113, 2002年.
- 杉本史子編、『地図史料学の構築』、東京大学史料編纂所研究成果報告書, 2009年.
- 杉本史子編、『地図史料学の構築の新展開』、東京大学史料編纂所研究成果報告書, 2010年.
- 杉本史子、磯永和貴、小野寺淳、ロナルド・トビ、中野等、平井松午編、『絵図学入門』、東京大学出版会, 2011年.
- 杉本史子編、『近代移行期歴史地理把握のタイムカプセル「赤門書庫旧蔵地図」の研究』、東京大学史料編纂所研究成果報告書, 2014年.
- 千葉真由美、「「内務省引継地図」における印と地図史料の収集・整理」、東京大学史料編纂所研究紀要10, pp.87-125, 2000年.
- 横山伊徳編、『内務省地理局における地図蓄積－管理構造の復原的研究』、文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書（基盤研究（C）), 2004年.
- 村田路人、「一七世紀摂津・河内における治水政策と堤外地土地利用規制」、枚方市史年報11, pp.1-14, 2008年.
- 村田路人、「近世の淀川治水」（日本史リブレット93）、山川出版社, 2009年.
- 村田路人、「堤外地政策からみた元禄・宝永期における摂河治水政策の転換」、大阪大学大学院文学研究科研究紀要50, pp.1-28, 2010年.
- 村田路人、「近世治水史研究の新たな試み－堤外地政策から治水をみる」、歴史科学209, pp.45-62, 2012年.

【注】

- 明治11年から開始された全国の三角測量は、当初は内務省地理局が行った。しかし、事業の遅れと陸は陸軍が、海は海軍が測量事業を統一して行うという意見が高まつたことから、明治17年6月に内務省地理局の測量事業は陸軍参謀本部に集約されることになった。当初は、参謀本部の一局としての位置づけであったが、明治21年5月の陸地測量部条例（勅令第25号）で本部直属の独立官庁に昇格した。
- 歴史学や地理学では、古くから盛んに古地図が利用されてきたが、1980年代に地図を解読する方法論の構築が試みられ、地図そのものの史料的性格を把握することが重要視されるよ

- うになった。近年は、博物館の展示や自治体史の編纂などでも扱われる機会が増えており、2000年代に入るとデータベースの構築や高精細デジタル画像の提供が進んでいる。これらを受けて分析ツールとしてのGISの利用や史料の科学的分析なども試みられるようになっており、古地図の研究は新しい段階を迎えている（小野寺2008、杉本2009、杉本2010、杉本ほか2011）。
- 3 国立公文書館デジタルアーカイブでデジタル画像による公開が進められている。
 - 4 地図資料編纂会編、清水靖夫解説、『明治前期 内務省地理局作成地図集成（全2巻）』、柏書房、1999年。
 - 5 喜多祐子の研究では、比叡山周辺の京都府・滋賀県の府県界の画定と境界杭設置に関する経過が具体的に検証された。両県によって行われた現地調査では、比叡山（延暦寺）と地元住民の間で齟齬が生じ、両県の立ち合いの上杭が設置された。両県からの報告が内務省に報告され、内務省が太政大臣に伝達する中で上申された地図が国立公文書館に引き継がれたことが検証された。
 - 6 大庭七番の梶山家はこの地域の代表的な旧家であった。同家が所蔵した近世文書については、木村1967年で目録化されている。
 - 7 国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所の付属資料館。
 - 8 前景（4）収録。
 - 9 明治29年～43年にかけて実施された淀川改良工事は、淀川の流路の改修と新河口の開削、毛馬閘門と毛馬洗堰の建設、瀬田川洗堰の建設による琵琶湖の水位調整、桂川・宇治川・木津川の合流地点の付け替えなど、流域全体を見据えた国内初めての大規模工事であった。その実施にあたり、明治29年に河川法が制定された。
 - 10 明治18年の淀川洪水は、大阪市街とその周辺地域に深刻な被害をもたらした。この水害では、枚方市の三矢・伊加賀付近で堤防が30間（約182m）に渡って決壊し、その後数か所でも破堤した。氾濫した水は淀川左岸の大阪平野に流入し、上町台地を除くほとんどの低地部で浸水被害が出た。大阪市街では、複数の橋が倒壊・流失して交通網にも大きな被害が生じており、明治の大災害として地域で記憶されている。
 - 11 村田の研究が発表されるまでの近世治水史研究では、堤外地に対する政策が本格的に取り上げられることはほとんどなかった。これらの研究では、近隣の村落の開発が進んだ様相と、それに対する大坂町奉行や幕府の対応の変遷が整理されており、本稿でも参考にさせていただいた。
 - 12 天保6年（1835）に作成が命じられ、同9年に完成した。国立公文書館のデジタルアーカイブで閲覧することができる。

明治18年の「河内国ト攝津国トニ係ル国界図」－内務省地理局作成地図の地元控え図の一事例－





明治18年の「河内国ト摂津国トニ係ル国界図」－内務省地理局作成地図の地元控え図の一例－

